



料金表（意匠）

1. 出願（申請）

事務所手数料	出願書類作成料 (検討料・事務手数料を含む)	80,000 (円) [税別]
外注費	図面作成料	実費
特許庁手数料	出願料	16,000 (円)

※ 出願書類作成料をご入金頂いた時点で作業に着手します。出願書類作成料については、作業に着手した後は返還することができませんので、ご注意ください。

※ 図面作成料と出願料については出願手続きが完了後に請求致します。

※ 図面作成料は実費です。図面の枚数や図面作成の難易度によって金額が変わります。標準的な図面で、概ね20,000～30,000 (円) / 件 [税別] です。

※ 標準的な図面の場合、出願時の費用は124,000～134,800 (円) [税込] です。

2. 審査対応（拒絶対応、中間処理）

事務所手数料	意見書作成料 (検討料・事務手数料を含む)	60,000 (円) [税別]
	補正書作成料 (検討料・事務手数料を含む)	20,000 (円) [税別]
外注費	図面作成料	実費

※ 登録NGの通知（拒絶理由通知）に対応する際に必要な費用です。

※ 意見書のみを提出して対応する場合は、補正書作成料は不要です。

※ 図面を補正した場合は、図面作成料を頂くことがあります（レアケース）。

※ 意見書や補正書を提出する際の特許庁手数料は無料です。

[更新] 2015.04.01

2015.04.01現在の料金です。
料金表は予告なく変更する場合があります。

3. 権利設定

事務所手数料	事務所手数料	10,000 (円) [税別]
特許庁手数料	登録料 (第1年度分)	8,500 (円)

※ 登録OKの通知 (登録査定) を受け、意匠権を設定してもらう際に必要な費用です。意匠の場合、設定時に1年分の登録料 (第1年度分) を納付する必要があります。

※ 意匠権設定時の費用は19,300 (円) [税込] です。

※ 標準的な図面で、登録NGの通知 (拒絶理由通知) を受けることなくストレートに登録された場合、出願から意匠権設定までの合計費用は14万~16万 (円) [税込] 程度です。

4. 登録料納付

事務所手数料	事務所手数料	10,000 (円) [税別]
特許庁手数料	登録料 (第2年度~第3年度分)	8,500 (円) /年
	登録料 (第4年度分以降)	16,900 (円) /年

※ 第2年度以降も意匠権を維持するために必要な費用です。

※ 事務所手数料は特許料の納付手続きを行う度に頂きます。複数年分の登録料をまとめて納付した方が事務手数料が節約できてお得です。

※ 年度が進むにつれて登録料は高額となります。

※ 登録料2年分 (第2年度~第3年度分) を納付する場合、登録料納付時の費用は27,800 (円) [税込] です。

[更新] 2015.04.01

2015.04.01現在の料金です。
料金表は予告なく変更する場合があります。